

# 市街化区域内の敷地面積が1,000平方メートル以上の土地における 都市計画法に基づく開発行為の判断基準【区画形質の変更（切土・盛土）】

市街化区域内の敷地面積が1,000平方メートル以上の土地において、建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として行う造成工事（切土・盛土）が下記要件のいずれかに該当する場合、都市計画法第29条に基づく開発許可が必要です。

## 開発行為に該当する要件

要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> の崖(※1)を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> の崖(※1)を生ずるもの	③盛土と切土を同時に 行い高さが <b>2m超</b> の崖(※1)を生ずるもの (※2)	④盛土で高さが <b>2m超</b> となるもの(※2)	⑤盛土又は切土をする 土地の面積が <b>500㎡超</b> となるもの(※2・※3)
	イメージ図				

※1 「崖」とは、地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※2 ①及び②の条件に該当するものを除きます。

※3 造成高（堆積高）が30cm以内のものを除きます。

## ※開発行為に該当しない場合（提出資料あり）

市街化区域内の敷地面積が1,000平方メートル以上の土地における造成工事が要件に満たない場合、開発許可は不要ですが、建築確認申請前に「開発行為に該当しない協議資料」の提出が必要となります。

詳細は、千歳市公式ホームページ（右記QRコードからアクセス可能）をご覧ください。

千歳市公式HP



担 当：千歳市企画部まちづくり推進課開発指導係  
電 話：0123-24-0463（直通）  
メー ル：machi@city.chitose.lg.jp